

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理要領の制定について

平成3年10月15日  
例規(交規)第38号  
警察本部長

[沿革]	平成4年7月4日例規(駐対)第31号	平成9年7月1日例規(駐対)第10号
	平成14年4月1日例規(警)第40号	平成21年5月26日例規(警)第23号
	平成28年5月12日例規(監)第22号	令和3年3月12日例規(警)第6号
	令和3年11月30日例規(警)第29号	令和7年5月30日例規(刑)第32号
	令和7年6月13日例規(交指)第34号	

各部長・参事官・所属長

みだしの要領を別添のとおり定め、平成3年7月1日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

別添

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理要領

第1 総則

1 要旨

この要領は、署長及び公安委員会が行う保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号。以下「法」という。)第8条から第10条まで第12条及び第13条第2項の規定による措置等をいう。以下同じ。)に関する標準的な事務処理手続について定める。

2 用語の意義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 運送事業用自動車 法第13条第2項の運送事業用自動車をいう。
- (2) 自家用自動車 運送事業用自動車以外の自動車をいう。
- (3) 保有者 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第2条第3項に規定する保有者をいう。
- (4) 適用地域 法附則第4項の規定により法第8条から第10条までの規定が適用される地域(本県では、旧三芳村、旧蓮沼村及び長生村を除く県下全域)をいう。

3 公安委員会の権限の代行処理

- (1) 法に基づく公安委員会の権限に属する事務については、千葉県公安委員会の権限に属する事務の処理に関する規程(昭和36年千葉県公安委員会規程第4号)第4条の規定により、交通指導課長(以下「主管課長」という。)及び署長が処理するものとする。

- (2) 主管課長及び署長が処理する事務は、次のとおりとする。

ア 主管課長

- (ア) 法第8条の規定による通知の受理
- (イ) 法第10条第2項の規定による聴聞の通知及び公示
- (ウ) 法第12条の規定による報告又は資料の提出要求
- (エ) 法第13条第2項の規定による通知

イ 署長

- (ア) 法第9条第2項の規定による文書の交付及び標章のはり付け
- (イ) 法第9条第3項の規定による申告の受理
- (ウ) 法第9条第4項の規定による確認
- (エ) 法第9条第5項の規定による確認の通知及び標章の取り除き
- (オ) 法第12条の規定による報告又は資料の提出要求

第2 適用地域に在る自家用自動車の保有者に対する措置

1 通知

- (1) 通知書案の認知等

警察官又は交通巡視員(以下「警察官等」という。)は、法第8条の規定による通知の手続

の対象に該当する自動車を認知したときは、速やかに当該自動車の使用の本拠の位置が適用地域に在るか等必要事項を調査し、通知事案に該当する場合は、通知事案報告書（別記様式第1号）を作成するとともに、当該事案に係る現認報告書、交通切符又は交通反則切符の写しその他の関係書類を添付して署長に報告するものとする。

(2) 通知事案報告書の審査等

署長は、通知事案の報告を受けたときは、通知事案の該当性及び事実の認定の錯誤又は通知事案報告書の記載内容の不備の有無を審査し、所要の整備をするものとする。

(3) 保管場所の確保状況の照会等

ア 署長は、通知事案に基づき、自動車保管場所確保状況照会書（別記様式第2号。以下「照会書」という。）を作成し、これを自動車の保有者に交付して、保管場所の確保状況を照会するとともに、当該照会書を交付したときから15日以内に、当該自動車の保有者に対し、自動車保管場所確保状況回答書（別記様式第3号。以下「回答書」という。）により、保管場所確保状況の回答を求めるものとする。

イ 署長は、保管場所確保状況照会の結果、保管場所を確保していない場合は、当該自動車の保有者に対し、保管場所を確保した上、保管場所証明、保管場所に係る届出等の手続きを履行するよう指導するものとする。

(4) 通知

ア 通知の方法

署長は、保管場所確保状況照会後おおむね15日以内に回答書による回答がない場合及び保管場所を確保する予定がないと認められる者が保有している自動車である場合は、通知書（別記様式第4号）に、必要な関係書類を添付して、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に通知するものとする。

イ 添付書類

通知書に添付する書類は、回答書の写し、現認報告書の写し、交通事件原票の写しその他通知事案の事実の証明に必要な資料の全部又は一部とし、必要に応じ他の書類を加えるものとする。

ウ 通知の方法の特例

署長は、通知対象事案の自動車の使用の本拠の位置が千葉県以外である場合は、公安委員会を通じて通知するものとする。

## 2 自動車の運行供用の制限

(1) 審査

主管課長は、公安委員会が通知書を受理したときは、当該通知事案について、自動車の使用の本拠の位置が適用地域内であることの有無及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成2年法律第74号）附則第2条第3項の規定により、法第9条の規定が適用できる自動車及び当該自動車の保有者であることの有無を確認するとともに、同条第1項の規定による自動車の運用供用の制限処分（以下「処分」という。）の要件を審査するものとする。

(2) 処分を行う事案の移送

主管課長は、審査の結果、処分を行う事案に該当し、当該事案の自動車の使用の本拠の位置が千葉県の区域外に在るものについては、自動車運行供用制限事案移送通知書（別記様式第5号）に関係書類を添付し、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に移送するものとする。この場合において、第2の1(4)イの手続を準用する。

(3) 聴聞

ア 聴聞の事前手続

(ア) 聴聞の通知

主管課長は、聴聞の通知を聴聞通知書（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）別記様式第6号）により、配達証明郵便で被処分者に送付するものとし、その到着を確認するため通知書受領書（別記様式第6号の1）を同封して、その返送を求めるものとする。

(イ) 聴聞のあて先

聴聞通知書のあて先は、原則として被処分者の居住地(自動車の保有者が法人の場合は、当該法人の所在地)とすること。

(ウ) 通知しなければならない事項

聴聞通知書の様式に従って必要な項目事項を記入し、特に保管場所が確保されていないと認められる事実については、次の例により具体的に記入すること。

a 保管場所証明書に係る保管場所を確保せず、道路上の場所を保管場所としている。

b 自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置の間の距離が2キロメートルを超える。

(エ) 聴聞の公示

主管課長は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第12条の規定により聴聞公示（別記様式第6号の2）を原則としてインターネットを利用して行うものとする。

イ 聴聞を行わない場合等

(ア) 被処分者が正当な理由により出頭しない場合

行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第23条第1項の規定による被処分者が聴聞に欠席してもやむを得ないと社会通念上認められる「正当な理由」とは、

a 病気

b 医師が急患の治療に当たる場合等の緊急の業務

c 留置、服役等

d 交通機関のスト

e 天変地異

等の場合である。

(イ) 被処分者が所在不明の場合

手続法第15条第3項の被処分者の所在不明の場合の認定に当たっては通常尽くすべき手段を尽くした上で慎重に行い、聴聞を行わずして命令する場合に備えて被処分者の所在発見のために講じた手段の内容、結果等について記録しておくこと。

なお、「通常尽くすべき手段」とは、具体的には

a 住所地の所在調査

b 住民登録及び本籍照会による確認

c 勤務先等への照会

等である。

(ウ) 被処分者の所在が判明した場合の措置

所在不明のため聴聞の通知をすることができなかった場合で、処分決定前に所在が判明した場合は、直ちに聴聞の通知を行い、通常の聴聞手続により処理を行うものとする。

(4) 処分の執行等

ア 自動車運行供用制限書等の作成及び署長への送付

主管課長は、公安委員会が処分を行うことを決定した事案に係る自動車運行供用制限書（別記様式第6号。以下「制限書」という。）及び規則に定める標章（以下「運行禁止標章」という。）を作成し、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長に対し、送付するものとする。

イ 処分の執行

制限書及び運行禁止標章の送付を受けた署長は、当該処分に係る自動車の保有者に速やかに制限書を交付するとともに、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に運行禁止標章をはり付けるものとする。

ウ 処分の通知の際の留意事項

当該処分に係る自動車の保有者に処分を通知する場合は、あらかじめ口頭で処分の理由を告知して制限書を交付するとともに、処分の解除のための手続についても告知するものとする。

エ 処分執行結果の報告

署長は、処分を執行したときは、自動車運行供用制限処分執行報告書（別記様式第7号。

以下「執行報告書」という。)に、執行の日時、場所、制限書の交付者の氏名等を記入の上、主管課長に送付するものとする。

(5) 処分の解除

ア 処分の解除の申請は、規則に定める自動車保管場所確保申告書(以下「確保申告書」という。)により処分を執行した署長が受理するものとする。ただし、処分に係る自動車の保有者が、保管場所を確保した後、保管場所証明の申請又は保管場所に係る届出を行った場合においては、当該申請又は届出に係る署長が、確保申告書の提出を受け、処分を執行した署長に転送することができるものとする。この場合において、申請又は届出に係る署長の属する公安委員会と処分を執行した署長の属する公安委員会が異なるときは、それぞれの公安委員会を通じて転送するものとする。

イ 確認

保管場所確保の申告を受理した署長は、保管場所の確保状況を速やかに確認するものとする。

ウ 確認通知書の作成等

保管場所が確保されていることを確認した署長は、確認通知書(別記様式第8号)を作成の上、処分に係る自動車の保有者に速やかに当該確認通知書を交付するとともに、運行禁止標章を取り除くものとする。

エ 手続終了の報告

確認通知書を交付し、運行禁止標章を取り除いた署長は、手続終了報告書(別記様式第9号)により公安委員会に報告するものとする。

(6) 処分の執行及び解除の依頼等

ア 処分の執行等の依頼

公安委員会が処分を行うことを決定した後、当該処分に係る自動車の使用の位置が他の公安委員会の管轄地域に変更された場合は、原則として、変更後の公安委員会に対し、処分を執行すること及び当該処分に係る自動車の保有者が保管場所を確保した場合における前記(5)の処分の解除のための各手続を行うことを依頼するものとする。この場合においては、自動車運行供用制限処分執行等依頼書(別記様式第10号)を作成し、制限書、運行禁止標章その他関係書類を添付して依頼するものとする。

イ 処分執行結果の連絡

主管課長は、公安委員会が、処分の執行等の依頼を受けたときは、速やかに処分を執行するとともに、その結果について、処分の執行等の依頼をした公安委員会に対し、執行報告書の写しを添付の上、連絡するものとする。

ウ 処分の解除等

(ア) 主管課長は、公安委員会が、処分の執行等の依頼を受けた場合において、自動車の保有者の保管場所の確保を確認したときは、処分の執行等の依頼をした公安委員会から確認通知書の送付を受け、前記(5)の処分の解除のための手続を行うものとする。

(イ) 主管課長は、署長から手続終了の報告を受けたときは、処分の執行等の依頼をした公安委員会に対し、手続終了報告書の写しを添付の上、連絡するものとする。

### 第3 適用地域にある運送事業用自動車の保有者に対する措置

#### 1 通知等

(1) 通知事案の認知及び報告等

警察官等は、運送事業用自動車を法第8条の規定による通知の手続の対象とするものと認知したときは、第2の1(1)及び(2)の手続を準用する。

(2) 通知

署長は、通知事案に該当する事案については、通知書を作成するとともに、必要な関係書類を添付して、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に通知するものとする。この場合において、第2の1(4)イ及びウの手続を準用する。

#### 2 運送事業を監督する行政庁に対する通知

(1) 運送事業用自動車通知

主管課長は、公安委員会が署長から前記1(2)の通知を受理したときは、法第8条の規定に

よる通知の要件に該当すれば法第13条第2項の規定による通知の要件にも該当することとなるので、運送事業用自動車通知書（別記様式第11号）を作成して、運送事業を監督する行政庁に当該通知に知る事案を通知するものとする。

## （2）運送事業用自動車通知事案の移送

主管課長は、公安委員会及び署長から前記1（2）の通知を受理した場合に、当該通知にかかる事案のうち、自動車の使用の本拠の位置が千葉県以外の区域に在るものについては、運送事業用自動車通知事案移送書（別記様式第12号）を作成し、関係書類等を添付して当該地域を管轄する公安委員会に移送するものとする。

## 第4 適用地域外の地域に在る自動車の保有者に対する措置

署長は、使用の本拠の位置が適用地域外の地域にある自動車について、法第8条の規定による通知の要件に該当するものと認めた場合には、当該自動車の保有者に保管場所を確保するよう指導するものとする。

なお、運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当すれば法第13条第2項の規定による通知の要件にも該当することとなるので、運送事業用自動車通知事案上申書（別記様式第13号）を作成して、公安委員会に上申するものとする。この場合において、主管課長は、第3の2の手続を行うものとする。

## 第5 報告又は資料の提出

### 1 基本方針

法第12条に規定する報告又は資料の提出の措置の活用については、保管場所確保義務の履行の確保を図るため、次の方針に基づいて行うものとする。

#### （1）自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度との一体的活用

ア 自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度（法第4条から第7条まで、第13条第3項及び第4項の規定による制度をいう。以下同じ。）の実効性を確保するため、保管場所証明の申請又は保管場所の届出（変更届を含む。以下同じ。）に係る保管場所の確保状況に関し車庫飛ばし等違法行為が考えられるような場合において、報告又は資料の提出の措置を活用すること。

イ 保管場所を管理する者の任意の協力を得ることにより、保管場所の使用状況について定期的な報告又は資料の提出を受けることができるようになれば、保管場所証明の申請又は保管場所に係る届出の際の配置図等の添付書面の合理化を図ることができ、併せて保管場所の実態把握に資することとなるので、保管場所を管理する者との間の協力関係の確保に努めること。

#### （2）保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置との一体的活用

ア 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置（法第8条から第10条までの規定による措置をいう。以下同じ。）の運用に当たって、保管場所の確保状況に関し疑義があるときは、適宜、報告又は資料の提出の措置を活用すること。

イ 法第8条及び第9条の規定の適用については、法第8条の規定による要件及び第9条の規定による要件のいずれにも該当する場合で、法第9条の規定が自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成2年法律第74号。以下「改正法」という。）附則第2条第3項の規定による経過措置により適用できないときは、報告又は資料の提出の措置により、保管場所確保義務の履行を促すこと。

#### （3）適用地域及び経過措置により法の規定が適用されない場合の報告及び資料の提出の措置の積極的活用

法附則第2項から第4項まで及び第6項又は改正法附則第2条第3項の規定により、自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度の運用、保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用及び保管場所としての道路の使用の禁止等違反の指導取締りができない場合において、保管場所確保義務の履行の確保を図るための措置として積極的に活用すること。

### 2 報告又は資料提出を求める主体

報告又は資料の提出を求めることができる都道府県公安委員会は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会である。

### 3 書面による要求

- (1) 公安委員会が報告又は資料の提出を求める場合は、報告・資料提出要求書（別記様式第14号）により、また、その回答を報告・資料提出回答書（別記様式第15号）により求めること。
- (2) 報告又は資料の提出を求める書面としては、例えば、次のようなものが考えられる。
  - ア 自動車の保有者の住所又は自動車の使用の本拠の位置を確認するための書面
    - (ア) 住民票の写し
    - (イ) 印鑑証明
    - (ウ) 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等
  - イ 保管場所として使用する権原を有するかどうか確認するための書面
    - (ア) 当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本又はその写し
    - (イ) 当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書等
  - ウ 当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該保管場所の所在地
  - エ 当該保管場所並びに当該保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示した配置図

以下様式省略